**平成２３年（フ）第４５６号**
埼玉県草加市谷塚町986番地　コーポラスマツダ203号
債務者　大石　惠美（旧姓久松）
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第１５０号**
千葉県山武市白幡676番地２
債務者　野中　茂昭
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２３年（フ）第１６２号**
千葉県匝瑳市大浦1395番地
債務者　石井　　保
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２３年（フ）第３０３号**
愛知県一宮市浅井町前野字郷西55番地３
債務者　山下みつる
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２３年（フ）第３２２号**
愛知県稲沢市駅前３丁目５番15号
債務者　梶川　　晃
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２３年（フ）第３１号**
岡山県倉敷市徳芳164番地３　コーポ小田201
債務者　岡田　好和
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２３年（フ）第２１８号**
岡山県倉敷市茶屋町1450番地６
債務者　多田ゆかり（旧姓三村）
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２３年（フ）第３９号**
北海道標津郡中標津町西町７丁目40番地、旧住所北海道標津郡中標津町西８条北６丁目１番地10
債務者　溝口　正信
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

**平成２３年（フ）第４８号**
北海道標津郡中標津町東７条南５丁目１番地３　７．５ハイツ101、住民票上の住所北海道標津郡中標津町東７条南５丁目１番地３
債務者　高橋　敏洋
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

**平成２３年（フ）第５０４２号**
大阪府寝屋川市御幸東町33番20号
債務者　山田　栄三
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８１号**
熊本県八代市古城町1910番地　19
債務者　上嶋　昭子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

**平成２３年（フ）第１０１９号**
東京都西東京市富士町６丁目２番17号株式会社淺沼組保谷社宅Ｂ103号
債務者　寺澤みゆき（旧姓浅野）
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第１９１７号**
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地73―507
債務者　柳澤　隆佳
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１９４２号**
横浜市磯子区杉田４丁目１番８―501号
債務者　朏島　隆之
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１９６１号**
横浜市南区大岡３丁目３番３号
債務者　大八木　博
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１９６２号**
横浜市南区大岡３丁目３番３号
債務者　大八木なつこ
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部